

第4章

新移民政策の形成と展開

田上 智宜

要約： 現代台湾において、新移民（婚姻移民、労働移民）の存在はますます大きなものになりつつある。中でも東南アジアと中国大陸出身の女性を中心とする婚姻移民は、今後の台湾の国民統合にとって重要な意味を持っている。戦後の国民党政権は、台湾から他国への移民に対して消極的黙認の立場をとっていたが、1980年代から移民政策策定の議論が開始される。しかし、受け入れとしての移民を含んだ移民政策に着手するのは1990年代末になってのことである。陳水扁政権期は移民政策に関係する法制度を整備しなければならない時期であったが、居留申請の人数制限や身分証取得までの期間延長、就労の制限など、特に大陸籍配偶者に対しては厳格な制度に変更していったことで、人権侵害との批判を受けることになった。

キーワード： 新移民、多文化主義、移民政策

はじめに

近年の台湾では、台湾以外の地域の出身者が多く見られる。彼等は新移民と称され、人口の上でも決して無視できない数となっている。婚姻移民だけでも既に原住民族全体に匹敵するほどの人口であり、労働移民も合わせるとそれをはるかに上回る。さしあたり、新移民とは「民主化以降に新たに台湾に流入してきた人口の総称」と定義しておこう。台湾の民主化は台湾化とともに進展したのであり、台湾社会は1個のネーションとしては形成途上にある。そこで、台湾社会の求心力と遠心力とは、形成途上のネーションとしての台湾を完成させようとする力と、それを解体に向かわせる力と考えることができるだろう。だとするならば、台湾外部からの人口である新移民にとって台湾社会の求心力とは社会統合・国民統合原理であり、現代台湾の文脈でいうと多文化主義政策ということになる。特に婚姻移民は定住人口であり中華民国籍を取得する者も多いため、国民統合の観点から大きな意味を持つ。よって本稿では、婚姻移民を中心としつつ、新移民の社会的包摂を目的とした移民政策が形成された過程及び直面した幾つかの問題を整理することで中間報告としたい。

新移民の人口の増加に伴い、学术界においても新移民をテーマとした研究が発表されるようになってきた。台湾においては、移民研究の立場では曾熾芬が、フェミニズムや社会運動論では夏曉鵬や廖元豪らが研究を発表している。また、世新大学の大学院生などが、新移民支援 NGO 団体のスタッフの一員として活動し、そこでの参与観察を通してまとめられた修士／博士論文も少なくない。また、日本でも横田[2008]、安里[2008]、金戸[2010]、施ほか[2007]で新移民をめぐる問題が取り上げられている。

第1節 新移民の概要

1. 新移民の分類

新移民は、婚姻移民と労働移民とに大別することができる。言うまでもなく、婚姻移民とは、台湾人と婚姻関係を結びその配偶者として台湾に移住してきた者のことであり、労働移民とは就労を目的として台湾に居住している者のことである。台湾外部の出身者ということではこれ以外にも、留学生や不法滞在者などもいるが、ここではそれらは扱わないことにする。

婚姻移民は、管轄する法律の違いによって、大陸籍、香港マカオ籍、外国籍に分類される。出入国管理に関し、大陸籍配偶者には「台湾地区與大陸地区人民關係条例」（以下、兩岸關係条例）が、香港マカオ籍配偶者には「香港澳門關係条例」が、外国籍配偶者には「入出国及移民法」がそれぞれ適用される。法的な枠組みの中においては、外国籍配偶者は出身国に関わらずその扱いは一律平等であるが、社会的な地位は東南アジア出身女性とそれ以外とでは大きく異なる。東南アジア出身の配偶者は家庭内でも社会においても低い地位に置かれているのが現状である。また、これは大陸籍配偶者の場合も同様のことがいえる。人口上特に多いのも大陸籍配偶者と東南アジア出身の外国籍配偶者であり、新移民問題として語られるのはしばしばこの2者である。

労働移民は、ホワイトカラー労働者とブルーカラー労働者に分類される。「就業服務法」（就業サービス法）第46条では、台湾の企業が外国人を雇用することができる職種を規定している。そこで挙げられているのは、(1) 専門的または技術的な仕事、(2) 華僑または外国人が政府の認可を経て投資または設立した事業の責任者、(3) 学校教師、(4) 補習教育法に照らして登録された短期補習クラスの専任外国語教師、(5) スポーツの指導者と選手、(6) 宗教や芸術、芸能の仕事、(7) 商船、作業船、及び交通部が特に認めたその他の船舶の船員、(8) 海洋漁業の仕事、(9) メイド、(10) 国家の重要建設または経済社会的発展の需要に応じて、中央主管機関により指定された仕事、(11) その他仕事の性質が特殊であるため、国内に該当する人材が欠如しており、業務上外国人を雇用し従事させる必要性が確かにあり、中央主管機関の事案認定を経たもの、という11の職種である。このうち(8)から(11)まではブルーカラー労働者にあたり、通

常ただ単に外国籍労働者（「外籍勞工」）といった場合、このブルーカラー労働者を指す。

これらの職種で外国人を雇用する場合は定期雇用という制限を受けることが定められている。これにより、ブルーカラー労働者は台湾での滞在が一定期間経過すると必ず帰国しなければならない、目下のところブルーカラー労働者が市民権を得て台湾に永住するという道は閉ざされたままである。

2. 人口

婚姻や就労などの理由により現在台湾に居住している外国や中国大陸出身者の人数は次のようになっている。2008年末時点における在台外国人の総数は55万9300人であり、このうち外国籍労働者（「外籍勞工」）が36万5060人、外国籍配偶者5万6243人となっている¹。

外国籍及び大陸（香港・マカオを含む）籍の婚姻移民は41万3421人であり、うち外国籍配偶者が13万9248人、大陸籍配偶者が27万2701人、香港・マカオ籍配偶者が1万1472人である。外国籍配偶者の出身国別の内訳は、ベトナム8万303人、インドネシア2万6153人、タイ8331人、フィリピン6340人、カンボジア4423人、日本2774人、韓国876人、その他1万48人となっている²。

2008年1年間でみると台湾全体で15万4866組が結婚しているが、外国籍・大陸籍配偶者（香港・マカオを含む）の総数は2万1729人であり、外国籍配偶者が8957人、大陸籍配偶者が1万2772人となっている。また、全ての結婚数に対して配偶者が外国籍・大陸籍である比率は14.03%を占めている。2000年代初頭にはこの比率が30%程度であったことを考えると、ここ数年では減少傾向にあるといえる³。

婚姻移民として台湾に定住した外国籍配偶者は、一定年数が経過するとともに、国の定める諸々の条件をクリアすると中華民国籍を取得することも可能である。その数は1997年頃から急激に増え、ここ数年は毎年1万人強の外国籍配偶者が帰化している⁴。

¹ 内政部統計處「97年底我國之外國人士統計」（「内政部統計通報」98年第5週）

<http://sowf.moi.gov.tw/stat/week/week9805.doc>（2009年12月1日確認）。

この数字には、既に帰化して中華民国籍を取得済みの外国籍配偶者は含まれていない。また、中国大陸や香港・マカオ出身者も含まれていない。

² 内政部統計處「外籍配偶人數與大陸（含港澳）配偶人數」

[http://www.immigration.gov.tw/aspcode/9803/外籍配偶人數與大陸\(含港澳\)配偶人數.xls](http://www.immigration.gov.tw/aspcode/9803/外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數.xls)（2009年12月1日確認）。

³ 内政部統計處「國人結婚之外籍與大陸港澳配偶人數統計」（「内政部統計通報」98年第3週）

<http://sowf.moi.gov.tw/stat/week/week9803.doc>（2009年12月1日確認）。

⁴ 内政部統計處「國籍之歸化取得人數」（『内政部統計年報』）

<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/y02-06.xls>（2009年12月1日確認）。

第2節 移民政策の策定

1. 人口政策

台湾の移民政策は人口政策と密接に関係している。通常、人口政策の観点から移民の問題が扱われる場合、それは主として（短期滞在の外国人労働者を含む）労働移民を対象としたものだが、台湾の場合には婚姻移民の受け入れに関しても人口政策の範疇に入れられてきた。これには、過去の人口問題及びそれを解決するための人口政策の変遷を理解しておく必要があるだろう。

現在の台湾では、日本と同様現在少子化が急激に進行しており、政府にとっても非常に大きな問題として認識されている。台湾における2008年の合計特殊出生率は1.05であり、日本の1.37と比べてもその低さが目を引く。ただし、戦後初期にはもともと広くない土地に大量の外省人が流入したのに加え、1951年の合計特出生率は7.04であることから分かるように、人口増加という問題は深刻であり、戦後長らく政府の人口政策は人口抑制を目的としたものであった（内政部統計處[2009]）。

台湾の合計特殊出生率が2を下回ったのは1985年のことであるが、政府がこの問題を認識するようになり、政策を転換したのは1990年代に入ってからのことである。人口政策の基本方針として、1969年に「中華民国人口政策綱領」が、1983年には「人口政策強化推進方案」が出されている。人口政策綱領の総則には、「人口教育を実施するとともに、家庭計画を推進することにより、人口成長の緩和を期す」とあるように、人口抑制に重点が置かれていたが、1992年の改定においてこの方針は転換されている。当該部分は「人口教育を実施するとともに、家庭計画を推進することにより、人口の適正な成長の維持を期す」という表現に改められ、人口政策強化推進方案もこれに合わせて「人口の適正な成長の維持」が掲げられ、それ以前とは大きく異なる内容に変更されている。そして、1992年の人口政策綱領には「産業活動と人口成長に合わせ、適当な移民政策を策定する」という内容が、また2006年に再度修正された人口政策綱領の基本理念には「国内の人口、経済、社会発展の需要を考慮し、適切な移民政策を策定する」という内容が盛り込まれたように、人口減少に対する1つの対策として適切な規模の移民を受け入れることが社会の安定につながるという考えが示されるようになった。

現在では少子化の問題が深刻になっているため、ある程度の外来人口を受け入れることに対して以前よりはるかに前向きになっているといえるだろう。とはいえ台湾の人口密度は1平方キロメートルあたり640人と非常に高いためか、大規模な移民の受け入れを考えるとという段階には至っておらず、「適切な」規模での移民の受け入れが望ましいという考えが現在でも維持されている。そして高度な技術や知識、経済力を持った、主に先進国出身のホワイトカラー労働者は、国際化や多文化主義の象徴として歓迎され、永住権の取得も可能であるのに対し、主に東南アジア出身のブルーカラー労働者はあく

までゲストワーカーという一時的な滞在者としての位置付けであり、期限が来れば出身国へ戻らなければならない。

2. 移民政策の開始

台湾では長らく明確な移民政策は策定されてこなかったが、1980年代になって人口問題との関係から移民政策について本格的に議論されるようになった。1984年には台湾省議会において「本省の人口圧力を低減させるため、適当な移民政策を推進する案」が出されているが、その内容は次のようなものであった（『台湾省議会公報』52:1, 1984:55）。

我が国の人口密度は既に世界で最も高く、産児制限を確実に実行する以外に、移民も人口圧力を低減する一種の方法であろう。政府にはこれまで移民政策がなかったが、実質的には移民が途切れたことがないばかりか、年を追うごとに増加する傾向にある。個々に任せておくより、計画的に進めた方がずっと妥当である。……主観的・客観的環境から見ると、どのような人を送り出すか、どこに移住させるかなど、適当な移民は絶対に必要である。

このように人口抑制の観点から移民政策の必要性が話題になるようになってはいたが、政府は「移民の開放は国の兵源を減少させる、またすぐに移民したいと考える者の大多数は科学技術者やインテリである。もし制限を加えなければ、国内建設に影響を及ぼす」という人材流出への懸念から、その対応は必ずしも前向きなものだったわけではない（『立法院公報』74:85, 1985:46）。実際に移民政策の策定に向けて動き出すのは1980年代後半である。1987年立法委員の王金平による「移民政策の即座の策定と、移民法案の立案、並びに権限を統一した専門機関を速やかに設立し効果的に実施することを望む」という内容の質疑に対し（『立法院公報』76:79, 1987:79-80）、行政院は「国民の海外への発展と僑民の団結力の強化のため、政府は僑胞への積極的な補助、協力の他、世界主要国の移民法の収集に力を入れ、移民問題に関係する研究を進め、移民政策制定の可能性を研究分析できるようにする」と回答している（『立法院公報』76:94, 1987:230-231）。また、立法委員張世良は次のような理由から移民政策の策定と移民局の設立を提案している（『立法院公報』76:30, 1987:82-83）。

長年の間、我が国の対外移民については、統一された明確な政策を欠いていたため、民衆の多くは留学やビジネスでの視察、または観光による滞在などの方式で国外に停留している。若干の国民が滞在地で不公平な待遇を受け、二等国民または不法滞在の歓迎されざる人物となるという弊害が生まれ、政府のイメージに対する影響は

甚大である。中華民国国民が等しく正々堂々と各国に居留し生活することができるよう、政府は速やかに移民政策を策定すべきである。

ここでは人口政策上の理由のほかに、移民政策が存在しないことにより個人が恣意的に移民する、ひいては非合法移民も存在するという実体からくる国家のマイナスイメージへの懸念も移民政策策定の必要性を訴える1つの動機となっている。

1988年8月には行政院の院会において当時の行政院長兪国華が、移民政策の策定に着手するよう関連部会に指示を出したが、これは政府の長が初めて移民政策に対して明確な指示を出したものである。関係する政府部門代表と専門家とで「内政部移民政策企画チーム」を立ち上げるとともに、「中華民国移民業務視察団」を組織し移民先として人気のある国や移民制度の整っている国へ視察に赴いた。1989年には証明書管理条例が改正され、国民の出入境が開放されるとともに、移民主管機関がそれまでの僑務委員会移植科から内政部戸政司に移された。また1991年には「移民業務機構管理弁法」を出し、移民業務を行う会社を管理するようになった(馬福美[2008: 43-44])。

移民政策の策定の主たる理由として人口問題の解決が挙げられていたことからわかるように、この当時の移民とは送り出しとしての移民を意味しており、受け入れとしての移民は考慮されていなかった。1990年に内政部から出された「我国現段階移民輔導措施」では、その目的として次のように書かれている。

国外に移住するつもりのある本国人を助けるとともに、受け入れ国の開発に協力し、受け入れ国政府と人民の我が国への繋がりと理解を深めることで、国民外交展開して両国関係を強化するため、特にこの措置を定める。

実際、外省人が台湾に移住して以降1980年代までは、少数の華僑などを除くと外来人口の流入はほとんどなく、アメリカなどに留学やビジネスで滞在した後そのまま永住権を取得し家族を呼び寄せるといったケースのように、もっぱら移民を送り出す側であった。そのため、1980年代以前の状況からみると、移民の受け入れに関する内容が移民政策に含まれていなくても不思議ではなかった。しかし1990年代に入り新移民が急増すると、政府も移入人口に対する政策を移民政策の一環として扱う必要性を認識するようになる。2003年5月には行政院長游錫堃が、「外籍與大陸配偶照顧輔導措施專案」は我が国の移民政策に関わるのであり、関係する政策の制定と出入国移民専門機関設置の企画を、内政部に速やかに提出させた後、関係機関を召集して審査し、早期に立法院に送り審議に入らせるよう指示を出した(『行政院公報』9:20, 2003:103-107)。そこで内政部は、「中華民国移民政策綱領」の作成を計画したところ、続いて2003年9月に行政院から、制定する移民政策の形式は、短期的には「綱領」の形で表し、将来的には「政

策白書」の作成と合わせることで、我が国の移民政策の全貌が明らかにされる、と通知された。そして行政院の指示により、「現段階移民政策綱領（草案）」の策定が進められた（『監察院公報』2483, 2004:48, 同 2585, 2006:8-9）。また、これらと同時期には、婚姻移民の生活実態を把握し移民政策へ反映させることを目的とした大規模な社会調査である「外籍與大陸配偶生活狀況調査」を2003年10月から11月にかけて内政部が実施した。

このように送り出しだけでなく受け入れとしての移民も範疇に入れた総合的な移民政策の策定が模索されるようになっていたが、そもそも台湾では「外国人の定住」というものを前提に社会の整備が進められるようになったのは1990年代末になってからのことであり、例えば永住権は1999年になってようやくその制度が創設された（金戸[2010]）。そのため、1990年代末以降、それまであまり整備されてこなかった外国人の出入国管理に関する様々な法制度から整えていく必要があった。

移民に関係する法律としては、まず「国籍法」が挙げられるだろう。1929年に公布されて以来改正されずにいた国籍法は2000年に全面的に改正された後、2001年、2005年、2006年にも若干の修正が加えられている。また、現在出入国管理に関する行政を担当しているのは「入出国及移民署」である。1973年4月に「内政部警政署入出境管理局暫行組織規定」を定めて以来、暫定措置として入出境管理局が置かれてきたが、内政部は1991年から入出国及移民署の設置について検討を開始し、2005年11月に「入出国及移民署組織法」が成立し、2007年1月になりようやく運用が開始された。

台湾の出入国管理行政においては、「本国人」以外に「大陸地区住民」、「香港マカオ居民」、「無戸籍国民」、「外国人」という区分を設けて管理しているが、これはもちろん中国国家としての建前を維持しつつ実質的に台湾のみを統治しているという、統治の現実起因している。出入国管理に関する法律もそれぞれ異なっており、無戸籍国民と外国人には1999年に制定された「入出国及移民法」が、大陸地区住民には1992年に制定された「台湾地区與大陸地区人民關係条例」（以下、兩岸關係条例）、香港マカオ居民には1997年に制定された「香港澳門關係条例」が適用される。

第3節 移民政策の変遷

1. 民進党政権下の移民政策

台湾への婚姻移民は1990年代に急激に増加する。民進党が政権に就いた2000年には、年間の結婚総数181642組のうち、相手が大陸籍（含、香港マカオ）のカップルは4万4966組、相手が外国籍のカップルは2万1338組、それぞれ率にして13.01%、11.75%であり、相手が大陸籍または外国籍であるカップルの割合は全体の約4分の1に上っていた。このような婚姻移民の急激な増加という現実を前に、陳水扁政権もこれに無関心

でいるわけには当然いかなかった。そのため、婚姻移民をどのように台湾社会に統合していくかという問題の重要性は認識されており、2004年5月20日の総統就任演説において、陳水扁は次のように述べている⁵。

数百年前を思い起こすと、私達の祖先は落ち着ける場所を求めて、危険な海峡を越え、海を渡って台湾にやって来た。先に来ようが後に来ようが、異なる土地から来て異なる言語を話していようが、更には異なる理想を抱いていようが、最終的にはこの土地に根を下ろし、運命を同じくし、苦楽を共にする。原住民であるか、新住民であるか、海外に居住する同胞であるか、新しい血を注入している外国籍配偶者であるかに関係なく、また同じ太陽の下で汗水流している外国人労働者も含め、皆この土地に対し消すことのできない貢献をしており、台湾という新しい家庭の欠くことのできない一部分なのである。

このように多文化主義に関係する総統演説においては、婚姻移民を形式的には四大族群と並置させてはいるが、実際の政策面では四大族群に対するものと新移民に対するものとは根本的に考えが異なっている。四大族群に対する多文化主義政策が、失われつつある各族群の文化を保護・発展させ、後代に伝えていくことを主な目的としているのに対し、婚姻移民に対するそれは、彼女らを如何にして台湾社会に溶け込ませ、台湾での生活に順応させるかということに主眼が置かれている。外国籍婚姻移民への支援としては主に、1) 国籍取得方法の情報提供、2) 生活サポート、3) 優生保険及び医療協力体制の強化、4) 就業補助、5) 教育文化水準向上のためのサービス、6) 子女教育への協力、7) 安全及び保護、8) 移民法令制度の確立、9) 観念上の情報宣伝、が挙げられるという(施ほか[2007])。もちろんこれらの施策が必要であるのは言うまでもないが、その多くはホスト社会の問題を棚上げし婚姻移民の側にのみ変化を求めていることや、子供への文化継承にあまり注意が払われていないことなどから考えると、葉琬華の指摘するように、婚姻移民を対象とする多文化主義は台湾社会への同化を目的とした政策と評することもできよう(葉琬華[2005])。

大陸籍配偶者の台湾での処遇に関し、行政院大陸委員会は「生活は緩やかに、身分は厳しく」という原則を掲げていた⁶。実際に大陸籍配偶者の台湾における生活の改善を目的とした様々な取り組みも行われており、具体的には、「大陸籍配偶者懇親座談会」や「大陸籍配偶者法令説明会」、「大陸籍配偶者生活補助指導学級」の開催や、各種情報

⁵ 「中華民國第十一任總統就職演説——為永續台灣奠基」。

⁶ 「生活は緩やかに、身分は厳しく」という言葉は、民進党政権になる以前から使われることもあり、民進党政権期にのみ用いられていたわけではない。

提供などを通して彼女らの台湾での生活への適応を促進しようと努めていた⁷。

しかし民進党政権の大陸籍配偶者に対する政策において問題とされたのは「身分は厳しく」の部分であり、後に詳しく見るように彼女らの身分をより厳しく管理する方向への法改正が行われていったのは事実である。そのため民進党政権の時代に実施された政策に関しては、婚姻移民に対し寛容ではなく、彼女らの人権を侵害するものであるとして批判を浴びることが多かった。夏曉鵬によると、婚姻移民や外国人労働者の權益を主張する新移民運動の始まりは「移民／移住人権修法聯盟」の設立に求められるという（夏曉鵬[2006: 20-24]）。これは2003年11月には婦女新知基金会在新移民問題に関心を持つ団体や学者を招き、新移民女性の境遇について討論を行い、それを受けて同年12月に設立された団体である。その最初の活動は、当時行政院が提出した移民署組織条例草案に対する抗議であり、以降、入出国及移民法の改正運動を中心とした様々な婚姻移民関連の活動を推進していく。以下では、このような活動において問題とされた諸点のうち、民進党政権期に特に深刻な人権侵害として大きく批判された事例についてみておきたい。

2. 居留申請の人数制限

台湾では、大陸籍配偶者の居留や定居に対して1年間に受け付ける人数を規定している。そのため、多くは婚姻登録を済ませた後もすぐに台湾に移住することはできず、数年の待ち時間を必要とする。これは、大陸籍配偶者自身やその家族の呼び寄せを制限するものとなっており、人権侵害であるとの批判が特に多いが、このような人数制限は民進党が政権につく前から行われていた。

1992年1月1日から実施されている「大陸地区人民來台居留或定居申請作業要点」の第2点において、「台湾地区人民と結婚した大陸地区人民で、既に満2年の者或いは子女を出産した者は來台居留を申請することができる。ただし人数は必ず制限を受けなければならない」としている。そしてその人数は、（两岸交流が解禁された）1987年11月1日以前に結婚した者120人、それ以降に結婚した者120人、合計240人とされた（『台湾省政府公報』80:冬:65, 1991:6-7, 『監察院公報』1825, 1992:138-140）。

また、1992年に制定された两岸関係条例17条では次のように定められた。

大陸地区人民のうち次の状況のいずれかにある者は、台湾地区での居留を申請することができる。一、台湾地区人民の配偶者で、結婚して満2年、または既に子女を出産している者。……1年間に台湾地区の居留を申請できる類別と人数は制限することができ、その類別と人数は、行政院からの書面での要請に立法院が同意した後

⁷『行政院大陸委員會年報』各年版を参照。

これを公告する。

以後これに基づき、大陸出身者が台湾の居留及び定居を申請することのできる人数の枠が、行政院が立案し立法院の同意を経るという形で定められることとなり、その数は段階的に増やされていった。

このような大陸籍婚姻移民の居留申請に対する人数制限を可能にしたのは、「人口の適正な成長の維持」のために「適切な」数の移民を受け入れるという人口政策と、安全保障上の必要性であった。立法院での人数枠見直しに関する質疑において、立法委員曹爾忠からの「この人数制限の目的は何か」という質問に対し、行政院大陸委員会の葉金鳳副主任委員は次のように答弁している（『立法院公報』82:18（下）、1993:140-158）。

基本的に、人口政策に基づき、政府は大陸地区人民との結婚を推奨してはませんが、制限することもできません。国家の安全への配慮及び国内人口の自然増加率及び移出人口への考慮に基づいています。

1987年に大陸への親族訪問が解禁された後に出現した大陸籍配偶者の台湾移住という新たな現象に対して、人口政策と安全保障という理由から大陸籍配偶者の居留申請枠を制限することが正当化されたのである。

当初から、人数制限が少なすぎて何年も待たなくてはならないという批判はあったが、民進党政権になるとより一層強く批判されることになる。1つには大陸籍配偶者の数が大きく増加したことで、広く社会一般にこの問題が認知されるようになったということもあるだろう。また、民進党政権は居留申請枠の拡大に消極的であり、実際に必要とする婚姻移民の人数と居留申請枠との乖離が大きくなったこともその理由の1つであろう。例えば、2002年に婚姻登録をした大陸籍配偶者は28603人であるが、居留申請枠は3600人であった。当然ながらその結果、結婚しても台湾に移住し、夫婦で同居することができない大陸籍配偶者を大量に生み出してしまった。

3. 大陸籍配偶者の身分証取得までの期間と就労権

台湾人が大陸出身者と結婚した場合、大陸籍配偶者に対しては台湾への入境に際し、また入境後の滞在許可の更新において厳しい審査が行われ、そこでは様々な制度上の制限が設けられており、問題が多いと批判された。上述した、申請人数の制限もその1つであるが、他にも身分証を取得できるまでに必要な期間が過度に長いことや、台湾での就労許可をめぐる制限の厳しさなどもあった。

2003年の兩岸関係条例の改正によって、大陸籍配偶者の身分に関する制度も2004年3月1日から変更されることとなった。それまでの制度では、大陸籍配偶者の身分で台

湾に居住する場合、「停留」、「居留」、「定居」という3つの段階に分けられていた。居留の資格は、結婚後満2年が経過しているか既に子供を出産している場合に申請できる。人数枠は3600人と決められていたが、4年間申請し続けた者はこの制限を受けないものとされていた。「居留」の資格で2年が経過すると、定居の資格を申請することができ、定居に切り替えると、戸籍を台湾に設け身分証を取得することができ、これは外国人にとっての帰化に相当する。定居の資格を得るまでに制度上最短で4年が必要であった。

2004年3月から実施されることになった制度では、「停留」、「依親居留」、「長期居留」、「定居」という4段階に変更された。これにより「依親居留」で4年、「長期居留」で2年が必要となり、「定居」の資格を得るまでに最短でも8年を要することになった。

大陸籍配偶者の台湾における滞在資格が問題となるのは、それが就労権と直結するからである。大陸籍配偶者の台湾での就労に関する制限は、外国籍配偶者よりも厳しい。外国籍配偶者の場合は、台湾人の配偶者として台湾に居住すれば基本的に就労は自由である。しかし大陸籍配偶者の場合は、来台後すぐに就労が認められるわけではない。「長期居留」の資格に切り替えて初めて台湾で働くことが認められるのである。上述のように、2003年の制度変更により、就労権のない「依親居留」の段階が加わったため、働くことが認められない期間が更に延ばされることになった。

もちろん政府としては、ただいたずらに大陸籍配偶者に対する制限を強めていったわけではなく、あくまで「生活は緩やかに、身分は厳しく」という方針の下で変更された制度である。実際、それまでの制度においては、停留の段階では1年のうち最長6カ月しか台湾に滞在できず、残りは中国大陆へ戻らなければならないというものであったのが、新しい制度においてはその必要はなくなり、6箇月ごとに延長することによって連続して台湾に居住できるようになった。

このような改善点もあったとはいえ、大陸籍配偶者の身分証取得までのプロセスは長期化・厳格化する方向に変更され、外国籍配偶者が来台後すぐに就労でき最短4年で国籍取得が可能である状況と比較すると、その待遇の差はより大きなものとなっていったのである。

おわりに

ここまで、台湾の新移民に関する政策がどのようにして形成されてきたかをみてきた。台湾は早くから移民の送り出し国であったが、政府の移民に対する姿勢は消極的黙認であり、移民政策が策定されることはなかった。1980年代になるとその必要性が議論されるようになり、1980年代末から政府内で移民政策の策定に取り掛かることとなった。1990年代の移民政策はあくまで送り出しとしての移民のみをその範疇に入れた

ものであったが、1990年代に新移民が急増したのを受け、2000年代になってようやく受け入れとしての移民も対象とした移民政策が策定されるようになった。

陳水扁政権期は移民政策に関係する法制度を整備しなければならない時期であったが、居留申請の人数制限や身分証取得までの期間延長、就労権の制限など、特に大陸籍配偶者に対しては厳格な制度に変更していったことで、人権侵害との批判を受けた。

本稿では触れなかったが2008年に馬英九政権が誕生すると、大陸籍配偶者の身分に関係する制度は大きく転換した。今後はこれらの変化も踏まえつつ、台湾社会はどのようにして新移民を統合しようとしているのか、多文化主義政策は台湾社会にとって有効な求心力たり得るのか更に考察を進めていきたい。

【参考文献】

(日本語)

安里和晃[2008]「介護者としての外国人労働者と結婚移民——台湾における高齢者・障害者の家族介護の変容」(『異文化コミュニケーション研究』(20) 3月 43-77ページ)。

金戸幸子[2010]「台湾における多文化社会の展開と「新移民」問題」(永野武編『チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』明石書店)。

施昭雄・陳俊良・許詩屏・桂田愛[2007]「台湾における外国籍及び中国大陸籍配偶者の現状とその展望」(『福岡大学研究部論集』A6(6) 2月 139-154ページ)。

横田祥子[2008]「グローバル・ハイパーガミー?——台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から」(『異文化コミュニケーション研究』(20) 3月 79-110ページ)。

(中国語)

馬福美[2008]「我國移民法制之研究」國立台灣師範大學政治學研究所碩士論文。

内政部統計處[2009]『内政統計年報』(<http://sowf.moi.gov.tw/stat/year/list.htm>, 2009年12月1日アクセス)。

夏曉鵬[2006]「新移民運動之形成——差異政治、主体化與社會性運動」(『台灣社會研究季刊』(61) 20-24頁)。

葉琬華[2005]「從多元文化論台灣東南亞外籍配偶輔導政策——澳州多元文化經驗對我國啓示」中央警察大學外事警察研究所碩士論文。

『監察院公報』1825, 1992, pp.138-140。

『監察院公報』2483, 2004, pp.27-49。

『監察院公報』2585, 2006。

『行政院公報』9:20, 2003, pp.103-107。

- 『台湾省議會公報』 52:1, 1984, p.55。
『台湾省政府公報』 80:冬:65, 1991, pp.6-7。
『立法院公報』 74:85, 1985, p.46。
『立法院公報』 76:30, 1987, pp.82-83。
『立法院公報』 76:79, 1987, pp.79-80。
『立法院公報』 76:94, 1987, pp.230-231。
『立法院公報』 82:18 (下) , 1993, pp.140-158。

